

鳥取県告示第469号

平成16年鳥取県告示第766号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)の一部を次のように改正する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
条例等	条項	申請等及び 処分通知等 の内容	開始日	条例等	条項	申請等及び 処分通知等 の内容	開始日
<u>職員の旅費等に関する条例</u> (昭和45年鳥取県条例第48号)	略			<u>職員の旅費に関する条例</u> (昭和45年鳥取県条例第48号)	略		
鳥取県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年鳥取県規則第20号)	<u>第2条第1項及び第2項並びに第3条第1項及び第2項</u>	<u>知事に対して行う男女共同参画を阻害すると認められること等に関する申出並びに鳥取県男女共同参画推進員に対して行う県の施策等についての苦情の申出及び知事への申出に対する県の対応結果の通知内容についての不服の申出</u>	略	鳥取県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年鳥取県規則第20号)	<u>第3条第1項</u>	<u>男女共同参画推進員に対して行う県の施策に係る苦情の申出及び知事への申出に対する県の対応結果の通知に係る不服の申出</u>	略
略				略			

